三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第百二十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百八十号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　北海道、札幌市、函館市、帯広市及び江別市並びに北海道河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町並びに北海道経済連合会

二　国際戦略総合特別区域の名称　北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　農業経営改善自家用貨物自動車活用事業、国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第百二十四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第十四条第二項で準用する同法第十二条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百八十五号をもって公示した国際戦略総合特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　国際戦略総合特別区域計画の作成主体　福岡県、北九州市及び福岡市

二　国際戦略総合特別区域の名称　グリーンアジア国際戦略総合特区

三　当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業　国際戦略総合特区設備等投資促進税制及び国際戦略総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第百二十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第二百七十二号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　秋田県

二　地域活性化総合特別区域の名称　レアメタル等リサイクル資源特区

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　地域活性化総合特区支援貸付事業

○内閣府告示第百二十六号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第三十七条第二項で準用する同法第三十五条第十項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第二百八十七号をもって公示した地域活性化総合特別区域計画の変更を平成二十六年三月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年四月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域活性化総合特別区域計画の作成主体　京都府及び京都市

二　地域活性化総合特別区域の名称　京都市地域活性化総合特区　豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出会う京都～５０００万人感動都市へ～

三　当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業　特定伝統料理海外普及事業及び地域活性化総合特区支援貸付事業

○消防庁告示第十号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハ（二）の規定に基づき、蓄電池設備の基準の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官　大石　利雄

第二第一号㈠中「蓄電池の公称電圧の八十パーセントの電圧をいう。」を「蓄電池の性能を保持するために最低限度必要な電圧をいう。以下同じ。」に改める。

第二第一号㈡ニ中「適合するもの。」を「適合するもの」に改める。

第二第二号㈢を次のように改める。

㈢　リチウムイオン蓄電池は、次のいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

イ　電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）の規定に適合し、かつ、ＪＩＳＣ八七一一（ポータブル機器用リチウム二次電池）に適合するもの

ロ　ＪＩＳＣ八七一五―一（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム第一部）及びＪＩＳＣ八七一五―二（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム第二部）に適合するもの

第二第二号㈣の次に次のように加える。

㈤　リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の最低許容電圧は、公称電圧の八十パーセントの電圧であること。

第三第六号中「定格電圧」を「公称電圧」に改め、「定格容量」の下に「並びに蓄電池の最低許容電圧」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年七月一日から施行する。

○消防庁告示第十一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ホ（ロ）の規定に基づき、耐火電線の基準の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官　大石　利雄

第三第一号㈠中「電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）」を「電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第八項の規定に基づき、消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定を廃止する件を次のように定める。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官　大石　利雄

消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定（平成十七年消防庁告示第五号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、合板の日本農林規格の一部を改正する件（平成二十六年農林水産省告示第三百三号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　合板の日本農林規格を改正する件の施行前に合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号）により格付けされた合板に付される難燃処理又は防炎処理をした旨の表示については、この告示による廃止前の消防法施行規則第四条の四第八項の指定表示の指定第一号及び第二号の規定は、なお効力を有する。

○消防庁告示第十三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月十四日

消防庁長官　大石　利雄

第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八　特定駐車場用泡消火設備試験結果報告書　別記様式第三十八

別記様式第三十七の次に次の一様式を加える。